

## 令和5年度第3回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和5年12月13日（水） 10：00～12：00

出席委員：指宿委員、梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、根村委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤崎委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	紙類	無機物の扱いについて、紙の中に入り込んでいる無機物やカーボンについての無機物など、いろいろなかたちがあるが、どう定義するのか。対応方針の「無機物を主たる原料とする」という「主たる」とはどのくらいのことを言っているのか不明確。これから決めるのであれば、無機物の割合やカーボンについている場合は有機物にカウントするなど、明確にされるとよい。	ご意見を提出した事業者は石灰石を半分程度配合していると承知している。いろいろなバリエーションがあり得るため、もう少し丁寧な回答ぶりとなるよう考えたい。
2	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	温水器等	温水器等について、建物構造に合わせた専用の機器を設置しなければいけないとのことだが、機械や装置が変わるとそれに合わせて配管等の周りのシステムも変えなければいけなくなる。高性能になると温度も上がるため、今まで塩ビでよかったものを銅管に変える必要が出てくるなど、物理的な制約で環境負荷も大きくなることもあるため、機器を変える時にはなるべくシステムとして評価することについても今後検討してもよいのではないかと。	温水器等については、物理的な制約があり工事が必要なケースもある中で、すぐに適切な数値が決められないということもあり、この数値を提案したところである。来年度も継続検討を行うが、全体としてみていく必要についてはよく考えていきたい。
3	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	食堂、会議運営	PETボトルはワンウェイプラに該当と思うが、リサイクル可能なワンウェイと、リサイクルしにくい、できないワンウェイがあるため、分けて考えるというのはいえる。ワンウェイプラの中でもリサイクルできるものを細かく見るという考えは必要。一括してワンウェイと言うと大雑把ではないか。グリーン購入は差別化であり、メーカーとしてもやりづらいような気がする。	ペットボトルのリサイクル性については、ワンウェイだと切り捨てにしているつもりはなく、プラスチック資源循環促進法の主旨も踏まえ、ワンウェイであっても、より3Rの方向へということが伝わるようにしたい。
4	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	コピー機等（カーボンフットプリント）	用語の定義について、資料2の7ページで「ガイドラインに準拠し」を「ガイドラインに整合して」と直されているが、「準拠して」と「整合して」はどう違うのか。変えたからには「整合して」の方が意味がある、大切だということだと思う。ISOの規格でも必ず用語の定義をしておき、統一的な見解が得られない時は、ISOの規格の中ではこの用語はこういう意味で使っていると、ターミノロジーのところに入っている。	カーボンフットプリントのところは、ガイドラインを見ればわかるようになっているが、解説していく時には頭出しをして、わかりやすくなるよう対応をしたい。
5	基本方針改定案	資料3	自動車	電気自動車については、性能の要件があるのか、電気自動車なら何でもよいのかがわかりづらい。	電動車の定義は、資料3の33ページの注4に書いており、「電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車」であり、現状は定義のみとなっている。今後基準値2の方を引き上げていくかたちで継続的に検討していくものと考えているが、どこかの段階で基準値1はこれで良いのかは議論になるかもしれない。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
6	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	紙類	無機物の原材料について、紙のそれぞれの種類の定義が製紙連合会から出ているが曖昧である。今、統計上の定義しかなく、JISには用語の定義があるが、そこに製品の特徴は書きづらい。現状ではパーセンテージのどこから上が除外だという話が出て来にくい。ため、製紙連合会がもう少し詳細に定義づけを行うべきだと思う。	運用上、文具類などでは、主要材料は金属を除く部分で50%以上重量比としており、調達者の手引きには記載している。現状では重量比で考えているが運用の部分も含め、もう少し明確にしていくということは課題として捉えたい。
7	基本方針改定案	資料2	紙類	いままで古紙パルプがある程度入っていたため、無機物が50%を超えるようなものはここに入ってこないというところで規制されていたが、今度はいろいろな種類の原料が入ってくる可能性があるため、少しアプローチをかけた考えをいただきたい。	印刷用紙の改定でここに書いてある原料以外入れないこと、という項目を入れたが、その辺の趣旨もわかりやすく説明しなければいけない。丁寧に対応していきたい。
8	基本方針改定案	資料2	紙類	古紙パルプ配合率の定義において、含水率という言葉を使っているが、含水率は分母は水分を含まない重さである。水分となると分母は水も含まれる重さになるので、数値が変わってきてしまう。JISでは分けしてあったような気がする。含水率という言葉はここの中ではここだけにしか出てこないが、誤解を生む可能性がある。	今回、基準が変わって、改めて見直す人も多いと考えられるため、きちんと説明するようになりたい。
9	パブリックコメントへの対応方針等	委員限り	紙類	配合割合から配合率に変更したことに関する意見について、クレジット方式個別の製品単位では実際に入っているかどうか保証できないのではないか、という意図ではないのか。実配合とクレジット方式の違いを問われているのであれば、「クレジット方式による運用が可能となる」という回答は少し違う気がする。	用語の使い方の問題として捉えている。対応方針として、従来と扱いは変わらないと明確にしたうえで、クレジット方式も従来どおり使えると記載した方が明確かもしれない。
10	基本方針改定案	資料2、資料3	温水器等	温水器等について、今回の改定はパブリックコメントにあったように、例えば公営住宅などでの準公共調達のなものについて対応できないという指摘に対して、省エネ法トップランナー基準に一定の率をかけたということによいか。家庭における消費エネルギーの一番大きいところなので、できれば省エネ型になっていくよう来年度ぜひしっかり検討していただきたい。	おっしゃるとおり、2025年度目標のトップランナー基準とすると、付け替え等の場合、従来型の製品はまだ達成するのが難しいという話もあったため、業界団体にも確認のうえ、パブリックコメント案から基準値を少し引き下げたところである。次年度継続してしっかり検討して参りたい。
11	令和6年度の検討方針・課題	資料4	検討方針	グリーン購入の活動をさらにブラッシュアップして進めていこうとする時に重要なのは、失敗例である。どこがうまくいっていないかということを中心に把握しないと、さらに次の段階には進めない。法律の前文に率先垂範と書いてあるが、模範の情報が相手に届いているのか調べ、公共団体には届いているが、それ以外の国民に届いていないということがわかれば、どうして届いていないのかということも含めて考えられるとステップアップできるのではないかと。	提案募集をかける時に、従前の提案募集の様式の中では基準値1として提案していただくのか、基準値2として提案していただくのか、明確になっていなかったところがあり、事業者が提案したいと思った時にそういう仕組みが作れていなかった。国民に対しての周知についても、グリーン購入法で基準値1と設定されたものをより買ってもらえるように周知できるよう、その対応策についてはしっかり今後検討して参りたい。いろいろロジックを整理させていただいた上で、また次年度の検討方針案をお示ししたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
12	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	検討方針	炭素はもちろん大きな問題だが、地球環境問題に対応していく上では、SDGsなども含め他の環境側面がある。カーボンだけではなく、生態系への配慮など、トレードオフも考慮して検討しているということをきちんと表に出していくということも重要である。	カーボン以外の地球環境に対する取組に関しては、品目によって濃淡が違ってくるところもある。この品目はここが特化しているというようなどころはしっかり事務局の方でも確認したうえで、どういう観点で整理されているのか内部的に説明、対外的にも問われた時にすぐ説明できるようにしておきたい。 環境基本計画の第6次計画の検討では、施策の統合、カーボン、ネイチャー、サーキュラーと全体に目配りしようという議論をしている。グリーン購入法は全体に接する法律であるため、カーボンだけに寄りすぎないようにということは当然配慮し、しっかりやっていくことが大事だと思っている。今後もそういった運用をしていきたい。
13	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	検討体制	プラスチック、GX、クラウドなどを議論するには、個別の委員会で対応していく必要があり、この体制で対応できるのかという問題がある。グリーン購入自体は環境政策として、独自の道を歩んでいたが、統合的な施策として今から動き出そうとしているわけで、その中の重要な手段として変わっていく段階にある。この会議は専門家が集まっているが、全体の統合的な議論を行う場合には、多様なステークホルダーが集まり、専門家はその下の分科会で動いてもらうというかたちに変えていかなければいけない。その辺の大局的なグリーン購入の位置付けの検討スケジュールと検討体制の準備をどのように考えているか。	この場も大局的だと思っているが、この場だけでどこまでやれるのかというご指摘もあろうかと思っている。プラスチック資源循環促進法で認定スキームを作り、グリーン購入法で配慮することにしたのは、プラスチックの専門的な検討をそちらで行い、ある程度それを受け入れつつもグリーン購入法でどう扱うかということを検討いただくことにすれば、エキスパーティズの観点でもリソースの観点でもうまくいくのではないかという仮説があった。他の話でも、別の分野である程度相場感ができているため、連携していきたいが、その姿を今ここで全部描けていないため進めながら考えていきたい。リソースをうまく使い、検討のパフォーマンスを上げていくことを考えながら結果をしっかりと出していきたい。
14	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	国以外の主 体への促進 (13ペー ジ)	資料4の16ページの下に「国以外の主体」と書かれていたが、一般的にグリーン購入法は消費者には関係ないと思われがちである。エシカル消費の議論でもグリーン購入法で製品について検討されているということが俎上に上がってくることが少ない。もう少し広報をしていくような手段を考えるということも必要ではないか。循環型社会形成推進基本計画のサマリー部分が検討されている中で、グリーン購入法が出てきておらず、広報の点で弱いような気がする。非常にもったいないと感じている。	施策の統合が大事で、それもグリーン購入を使うと良いことがあるというかたちになっていくと変わってくると思う。プラスチック資源循環促進法、カーボンフットプリント、基準値1の活用など、いろいろな手を使っていく中で、グリーン購入法の使い方をしっかり考えていく。一部そうなりつつあると思うが、そうなった時の検討体制についても併せて考えていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
15	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	GX推進戦略 を踏まえた 対応（4ペー ジ）	GX関連の基準を今後プレミアム基準に積極的に取り入れていくのは非常に重要なことである。例えば、ペロブスカイトの太陽電池などはCO <sub>2</sub> 削減に加えてグリーン産業育成の効果もある。その他にもコンクリートでCO <sub>2</sub> を発生しない、或いは、吸収するものや、水素を利用する給湯器なども出てきており、そういったものを積極的に検討していくと良いのではないかと。一方で、グリーンスチールと書かれているが、グリーンの該当性については、今後整理が必要になってくる。例えば鉄で言うと、水素を使った直接還元法で生産した鉄製品の場合はグリーン水素でなくてもいいのかなど。また、CO <sub>2</sub> 削減量をマスバランス方式により配分した鋼材なども対象にするのかといったような検討も必要となる。 ただし、金属に関しては再生金属の利用拡大を優先的に進めていくべきではないか。再生鉄では、鉱石から作る場合に比べてエネルギーの使用量が1/3、再生アルミでは1/30と言われている。まずこういったものを使った製品をさらに拡大するという事も考えた方がいいのではないかと。	プレミアム基準の対応に関して、ペロブスカイトやグリーンスチール、再生鉄に関して、またマスバランスを使用したグリーンスチールといった話が今後出てくる中で、やはり体制として、この中だけで検討できるものも限られていると考えている。経済産業省GX製品市場研究会との連携や、マスバランスの検討に関しては別途環境省の別の課で行うというところもある。新しい技術に関する環境価値の検討については、しっかり周辺情報を集め、我々として公共調達に必要な情報がそこで網羅されているか確認したうえで、適切に基準に位置付けていけるようにしたい。
16	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	蓄電池（10 ページ）、 太陽光発電 （9ページ）	蓄電池については、電気自動車が車載用で整理されている。これも定置型と同様の使い方が今かなり言われているため、こういったものも検討の対象にした方がいいのではないかと。また、太陽光電池を入れる場合、リースやいろいろな形態のPPA（電力販売契約）がある。こういったものについて環境配慮契約法とこのグリーン購入法の関係の整理はもうついていると考えていいのか。リース方式の場合も環境配慮契約法で見るということか。	定置用蓄電池の関連で、環境配慮契約法との関係についてお話があったが、今の段階では、PPA（電力販売契約）方式に関しては環境配慮契約法の中では契約類型としては入っていないが、推奨はしている。契約上の整理としてリースということになっていけば、環境配慮契約法の対象になってくる。
17	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	国以外の主 体への促進 （13ペー ジ）	地方公共団体のグリーン購入については、優良事例をデータベース化して、誰でも見られるようにしたらどうか。	地方公共団体の優良事例の普及に関しては引き続きしっかり対応して参りたい。
18	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	諸外国の取 組	諸外国の動きなどの情報は環境省の方に入っているのか。	調査検討を行っており、海外の公共調達の事例などの情報収集は行っている。
19	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	諸外国の取 組	ISOやJISの委員会では海外の情報が入手できる。委員会としてインフォメーションを出し、日本はこうやるといいのではないかと議論ができるもう少しグローバルに動けるのではないかと。	体制の検討と合わせて、海外の事例等も含めて参照しながら、今後の進め方を検討して参りたい。
20	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	諸外国の取 組	海外から学ぶということに加えて、アジアに展開していけるとよい。日本は20年以上やっているという意味では、世界で先進的な国でもあるため、日本が貢献するような道も考えていくべき。	承知した。
21	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	諸外国の取 組	次回、海外のグリーン調達の扱い方に対するレポートを事務局にお願いするというのを決めてはいかがか。	承知した。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
22	令和6年度の 検討方針・課 題	資料4	国以外の主 体への促進 (13ペー ジ)	地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大について、「地方公共団体の要望の聴取」「地域の特性に応じた品目等の採用に向けた検討」の調査結果や検討内容をぜひ来年度においてはお示しいただきたい。地域の特性というのがあるが、やはり地方公共団体ならではの事務に係る品目の採用検討も含めて、地方公共団体の意見を聴取した上で、前に進めていただきたいというのが要望である。毎年課題として出されているが、前に進んでいる感がないため来年度は前進させられると良い。	しっかり検討を進めて参りたい。調査結果等については、来年度お示しする。
23	令和6年度の 検討方針・課 題	参考資料3	3ページ	検討にあたっての留意点として、全国一律調達の可能性、あるいは競争性ということがあり、これがあるがために対象にしにくい製品が多いため、これが障害にならないようなかたちになっていくと良い。地域に展開するという意味でも、個別の地域に応じたものが選べるような取組をここでも議論してもいいのではないか。地方公共団体がどこもというわけではないが、気にしていただいている品目も多く、どういうふうに波及させていくのかというようなところも含めて検討できるとよい。	